

令和2年度第7回奈良市個人情報保護審議会 会議の概要			
開催日時	令和2年12月10日(木) 午前9時30分から午前11時00分まで		
開催場所	奈良市役所北棟6階 第18会議室		
出席者	佐々木育子会長、荒牧裕一委員、石黒委員、杵崎のり子委員	担当課	総務部総務課
開催形態	一部 非公開	(非公開の理由)	奈良市個人情報保護条例第48条
		非公開の具体的な理由等 個人情報開示請求に対する開示決定等に係る不服申立ての諮問に係る調査審議の手続を含むため	
議題	<p>(公開審議)</p> <p>1 【R02-11号】保育ICTシステム運用に係る電子計算機の結合について(諮問実施機関 子ども未来部保育総務課)</p> <p>2 奈良市個人情報保護条例に基づく審議会への諮問の基準について</p> <p>3 【R02-10号】第三者行為求償事務に係る外部提供について(諮問実施機関 消防局救急課)</p> <p>(非公開審議)</p> <p>4 【R02-9号】令和2年6月18日付け奈総総第154号個人情報部分開示決定通知書による部分開示決定処分に対する審査請求について(処分庁担当課 総務部総務課)</p>		
決定又は取りまとめ事項	<p>議題1 事案の概要報告及び事案の審議を行った。</p> <p>議題2 議題について審議を行った。</p> <p>議題3 事案の審議を行った。</p> <p>議題4 答申案の取りまとめを行った。</p>		
議事の概要			
<p>1 議題1</p> <p>(1) 事案の概要を報告した。導入予定のシステムの概要、導入目的、取り扱う個人情報、個人情報を保護するための安全管理措置及びサーバーの安全性についての説明が行われた。</p> <p>(2) 事案の審議を行い、システムにおけるセキュリティ対策のうち、IPアドレス制限の機能を利用するのかについて意見があった。出された意見については、諮問実施機関に確認することとし、答申案の方向性を審議した。</p> <p>2 議題2</p> <p>電子計算機の結合における諮問事案の審議の方法を検討した。契約事業者とサーバーを管理する事業者がプライバシーマークもしくはISO27001の第三者認証を受けていること、また、システムにおいてプライバシー性の高い要配慮情報等は取り扱わない等、典型的にリスクが少ないと認められる事案については、審議を簡略化することとし、簡略化事案の基準を検討した。</p> <p>3 議題3</p> <p>事案の審議を行い、答申案の方向性を審議した。提供する個人情報がセンシティブな情報ではなく、また保険者の第三者求償の取り組みのために消防から搬送先等の情報提</p>			

供を受ける必要があることから、消防による外部提供には合理性はあるが、対象者を指定せずに必要のない情報まで提供することは個人情報保護の点からは適当ではない。

4 議題4

答申案の取りまとめを行った。

5 次回の審議会の日程について

次回の審議会の開催日を令和3年1月21日と決定した。